

## 〔事案 28-69〕 転換契約無効請求

・平成 28 年 10 月 13 日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由として、契約転換時に増額した特約ならびに新たに付加した特約を解除されたのは、募集人の誘導（不告知教唆）により告知書を作成させられたことによるものとして、契約を解除された特約部分の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 17 年 12 月に契約した 5 年ごと利差配当付更新型終身移行保険から、平成 26 年 1 月、5 年ごと配当付終身保険に転換した際、以下のとおり、募集人の誘導（不告知教唆）により告知書を作成させられた結果、告知義務違反を理由に契約転換時に増額した特約ならびに新たに付加した特約を解除されたので、契約を解除された特約部分の保険料を返還してほしい。

- (1) 転換契約締結の際、募集人に対し、「私は血糖値が高いので、更新は出来ないと思います  
が、どうなのでしょう」などと相談しているが、募集人から「それなら大丈夫だと思います」などと言われて、転換契約することになった。
- (2) 告知書作成の際、告知書の質問の回答を記入するにあたり、「ここはどうしたら良いですか」「『はい』だとまずいよね」と募集人に尋ねたところ、「そこは、『いいえ』の方に」と答えたので、「いいえ」と記入した。
- (3) 苦情申出後の保険会社の対応には誠意が全く感じられず、募集人の嘘により、貴重な時間を奪われ、精神的に苦痛を味わった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、1 回目の提案の際に、血糖値が少し高いという話を聞いているが、申立人の言い方は、血糖値が高いといっても少しだけで、病院にかかる程のものでもないという言い方であり、募集人も言葉どおり問題はないと捉えていた。
- (2) 申立人は、告知書を読み、自身の判断で回答しており、告知にあたり、募集人に質問や助言を求める発言はなかった。したがって、募集人は、申立人が主張するような不告知教唆的な言動はしていない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど転換契約申込時および告知時における状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、告知書作成時の誘導をしていることを認め得る客観的証拠はなく、募集人が、申立人主張の不法行為をしたと認めることは困難であること、その他保険会社に指摘すべき事項も見出せないことから和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。